

国際商事調停とシンガポール条約（1）

GBC（ジービック）大貫研究所 代表
 公益社団法人日本仲裁人協会 理事
 京都国際調停センター 運営委員・調停人

大貫 雅晴

1. 国際商事調停の意義と傾向

国際商取引から発生する紛争解決手段は、国家機関である裁判所による解決に対して、当事者自治による解決手段である裁判外紛争解決手段（Alternative Disputes Resolution:ADR）が利用される。裁判外紛争解決手段の典型例として仲裁（Arbitration）と調停（Mediation）がある。

国際商事仲裁は、国際商事紛争解決手段として高く評価されており、大きな役割を果たしてきている。一方で、「国際商事仲裁」は、訴訟と同様に手続きの複雑性、時間と費用が掛かるという批判が出てきている。そのような状況の下で、時間と費用が節約できる「国際商事調停」が評価されてきている。

国際的に著名なロンドン大学クイーンメリー校と世界的なネットワークをもつホワイトアンドケース法律事務所による2018年の国際仲裁調査の報告によると、興味ある結果が示されている。この調査は日本を含め、欧米、南米、中東、アフリカ、アジア、オセアニアの全世界の弁護士、社内弁護士、仲裁人、仲裁実務家、企業実務家などを対象に行われた調査である。その調査において、「好ましい紛争解決手段」についての質問に対する興味ある統計が以下の通りに示されていた。

好ましい紛争解決手段の質問に対する回答

- ・国際訴訟 → 3%
 - ・国際仲裁 → 97%
 - ・国際仲裁の内訳
- ①調・仲による解決（調停と仲裁の組合せ） → 49%
- ②仲裁単独のみによる解決 → 48%

上述の調査結果から分かるように、国際商事紛争解決手段は、裁判ではなく圧倒的に国際仲裁が選択されている。ただ、興味ある点は国際仲裁の内訳である。仲裁単独

のみによる解決に対して、調停と仲裁の組合せによる解決方法がより多く選択されていることである。時間と費用が掛かる仲裁にたいして、時間と費用の節約となる調停が仲裁前置の解決手段として、その役割が評価されてきているといえる。

2. 仲裁と調停の相違と調・仲について

仲裁と調停、そして仲裁と調停の組合せである調・仲のそれぞれの性格、特質を簡単に紹介する。

（1）仲裁（Arbitration）

—拘束的ADR（Binding ADR）—

仲裁とは、当事者が紛争の解決を公平、中立な第三者に委ね、かかる第三者の判断に従うことで解決する手続きをいう。かかる判断を仲裁判断というが、仲裁判断は、法（仲裁法）によって訴訟の確定判決と同一の効力がある（日本仲裁法第45条1項）。また、当該仲裁判断には強制執行が可能である（同第46条1項）。

（2）調停（Mediation/Conciliation）

—非拘束的ADR（Non-binding ADR）—

調停とは、当事者間の紛争の解決につき、公平、中立な第三者（調停人）に入ってもらい、調停人のもとで当事者が交渉をして協動的、建設的に解決する方法である。調停人の役割は当事者の話し合い、交渉を促進して和解に導くことにある。調停人から和解案が提示される場合でも、その和解案を受け入れるか否かは当事者の自由選択であり拘束されない。その和解合意には強制執行力はない。

（3）調・仲（ミーダブ：Med-Arb）

調・仲（ミーダブ：Med-Arb）とは、非拘束的ADRである調停（Mediation）と拘束的ADRである仲裁（Arbitration）を組み合わせた解決方法である。手続きとしては、まずは

国際商事調停とシンガポール条約（1）

GBC（ジービック）大貫研究所 代表
公益社団法人日本仲裁人協会 理事
京都国際調停センター 運営委員・調停人

大貫 雅晴

調停を行い、調停で解決ができない場合に、拘束的かつ最終的解決手続きである仲裁に移行する方法である。また、仲裁手続において、仲裁判断に至る前、仲裁手続中に一旦仲裁手続きを停止して調停に移行する方法がある。

3. 国際商事調停の特徴とメリット

国際商事調停は、公正、中立な第三者が当事者交渉の間に入って、和解に向けての当事者の交渉、話し合いを促進して、紛争を協調的な解決に導く手続きである。調停人は、当事者の主張の対立、議論のなかから、それぞれの利害と解決の選択肢を探ることにより、また、両者の主張の相違を解決する公平な基準(criteria)提供することで、当事者にとり満足いくウィン・ウィンの解決をはかることができる。

調停手続きの特徴、メリットとしては以下の通りである。

- ①調停を行う為には当事者の合意が必要である。
- ②調停人は当事者交渉を促進する当事者が選ぶ公正、中立な第三者である。
- ③調停は証拠に基づいて主張が法律的に正しいかどうかを判断する手続きではない。仲裁や裁判のような法的判断を行う手続きではない。
- ④調停の手続をコントロールする者は調停人ではなく当事者である。
- ⑤調停の手続はシンプルでインフォーマル、フレキシブルな手続きである。
- ⑥調停は非公開で行われるため、秘密性を維持できる。
- ⑦調停手続きにかかる時間は短期間であり、手続きに係る費用は安価である。
- ⑧当事者間の利害を中心に多様な解決策が見いだされる可能性が高い。
- ⑨当事者間の協調的関係、継続が構築されやすい。

4. 国際商事調停に親しみやすい事案

国際商事調停の対象となる紛争は、当事者が話し合いで解決できる紛争であり、当事者間のビジネス紛争の殆どがその対象となるが、特に親しみやすい事案としては以下のような事案である。

- ①当事者間に信頼関係がある事案
- ②取引関係の継続が見込まれる事案
- ③ウィン・ウィンの解決が見込まれる事案
- ④多数当事者が関係する事案
- ⑤紛争の経済規模（比較的low額な紛争）から見て仲裁や訴訟のコストが釣り合わない事案
- ⑥紛争解決に時間的制約がある事案（早く解決したい事案）